

伊丹市高齢者特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民年金制度上、国籍要件等があったために老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった外国人（住民基本台帳（昭和42年法律第81号）に本市を居住地として記載のある者をいう。以下同じ。）など、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者に対し、市が伊丹市高齢者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老齢基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する老齢基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する老齢年金及び通算老齢年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する老齢厚生年金、昭和60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する老齢年金、法律によって組織された共済組合の支給する老齢共済年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第25条に規定する老齢を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (2) 高齢者 大正15年4月1日以前に生まれた者をいう。
- (3) 公的年金等 児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第3条第2項各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、高齢者で、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）に本市を居住地として記載のある者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、老齢基礎年金等の受給資格がない者（以下「支給対象者」という。）に給付金を支給する。

- (1) 昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた

者。

(2) 昭和57年1月1日前から日本国内で外国人登録をしていた者で、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない者。

(3) 昭和36年4月1日以降に日本へ帰国した者で、年金受給資格期間を制度上満たすことができない者。

(支給制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

(1) 支給対象者並びにその配偶者及び扶養義務者が、老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得があるとき。また、支給対象者が受給する公的年金等を年額712,000円以上受給しているとき。

(2) 生活保護を受給しているとき。

(3) 伊丹市障害者特別給付金を受給しているとき。

(4) 他の地方公共団体から、この要綱で定める給付金と趣旨を同じくする給付金を年額424,896円以上受給しているとき。

2 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月まで、給付金は、支給しない。

(1) 前年の所得が国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えているとき。

(2) 配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該支給対象者の生計を維持する者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が旧施行令第5条の4第2項に定める額を超えているとき。

3 前項第1号及び第2号の所得の範囲及びその額の計算方法については、旧施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は月額35,408円とする。

2 前項の規定にかかわらず、公的年金等を受給している者にあつては、712,000円から当該公的年金等の年額を控除して得た額（当該控除して得た額が424,896円を超えるときは424,896円）を12で除して得た額を月額とする。

3 他の地方公共団体の給付金を受給している者にあつては、424,896円（前項の規定がある者にあつては、712,000円から公的年金等の年額を控除して得た額）から他の地方公共団体の給付金の年額を控除して得た額を12で除して得た額を月額とする。

（支給申請書）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、伊丹市高齢者特別給付金支給申請書（様式第1号）に公的年金未受給状況等申立書（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、給付金の支給を決定したときは、伊丹市高齢者特別給付金支給決定通知書（様式第3号）より、給付金の不支給を決定したときは伊丹市高齢者特別給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（現況届）

第8条 給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年度の8月1日から同月31日までの間（8月1日から翌年の3月31日までの間に第6条の申請をした受給者にあつては、当該年度に限り翌年度の4月1日から同月30日までの間）に伊丹市高齢者特別給付金現況届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の現況届は、翌年度の給付金の支給の申請を兼ねるものとする。

（支給期間及び支給期月等）

第9条 給付金の支給は、第6条の申請があつた日の属する月の翌月から始め、給付金を受ける権利（以下「受給権」という。）の消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 給付金は、毎年7月、10月、1月及び4月に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、特別の理由がある場合は、当該支給

期間及び支給期月を変更することができる。

3 給付金の支給は、口座振込の方法により行うものとする。

(届出)

第10条 受給者（受給者が死亡した場合は、その者と生計を同じくしていた者）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに伊丹市高齢者特別給付金資格要件等変更届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第11条に該当し、受給権が消滅したとき。
- (2) 住所または氏名を変更したとき。
- (3) 給付金の受領に係る金融機関、口座等を変更するとき。
- (4) 公的年金等の受給状況に変動が生じたとき。
- (5) 生活保護を受給したとき。
- (6) 前年の所得が第4条第2項に規定する額を超えたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、給付金の受給に変動を及ぼす事由が生じたとき。

2 受給者の配偶者又は扶養義務者は、受給者が死亡したときは、速やかに伊丹市高齢者特別給付金資格要件等変更届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(受給権の消滅)

第11条 受給権は、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき、消滅する。

- (1) 受給者が死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する要件に該当するとき。

2 受給者が第8条に規定する期日までに現況届を提出しないとき、その者の受給権は当該期日の属する月の前月の末日をもって消滅するものとする。

3 市長は、前各項の規定により、受給権が消滅した場合には、伊丹市高齢者特別給付金受給資格消滅通知書（様式第7号）により当該受給者に通知するものとする。

(未支給の給付金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給す

べき給付金で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者と生計を同じくしていた者は、伊丹市高齢者特別給付金未支給金請求書（様式第8号）により、その未支給の給付金の支給を請求することができる。

（給付金の返還）

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは伊丹市高齢者特別給付金返還通知書（様式第9号）により、当該受給者に対し支給した給付金の全部または一部の返還を請求するものとする。

（1）重複して給付金を受給したとき。

（2）受給権が消滅した後の期間に係る給付金を受給したとき。

（3）偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

（譲渡及び担保の禁止）

第14条 この要綱による給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（細則）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成8年4月分から同年7月分までの給付金について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「前年」とあるのは、「前々年」と、「8月から翌年の7月まで」とあるのは、「4月から7月まで」とする。

（平成8年度の特例）

3 平成9年2月28日までに第6条の規定による申請をした者に対する給付金の支給は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月分（その者が同月において給付金の受給資格を有しない者であるときは、その者が受給資格を有することとなった日の属する月分）から始めるものとする。

4 給付金の支給申請は、平成8年7月1日以降に行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成10年4月分から同年7月分までの給付金については、第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「前年」とあるのは、「前々年」と「8月から翌年7月まで」とあるのは「4月から7月まで」とする。

3 平成11年2月28日までに第6条の規定による申請をした者に対する給付金の支給は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成10年4月分（その者が、同月において給付金の受給権を有しない者であるときは、その者が受給権を有することとなった日の属する月分）から始めるものとする。

付 則

この要綱は、平成13年8月30日から施行し、同年4月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、同年4月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同年4月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同年4月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同年4月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年4月分以後の給

付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行し、同年 1 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同年 10 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 6 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行し，同年 4 月分以後の給付金について適用する。